

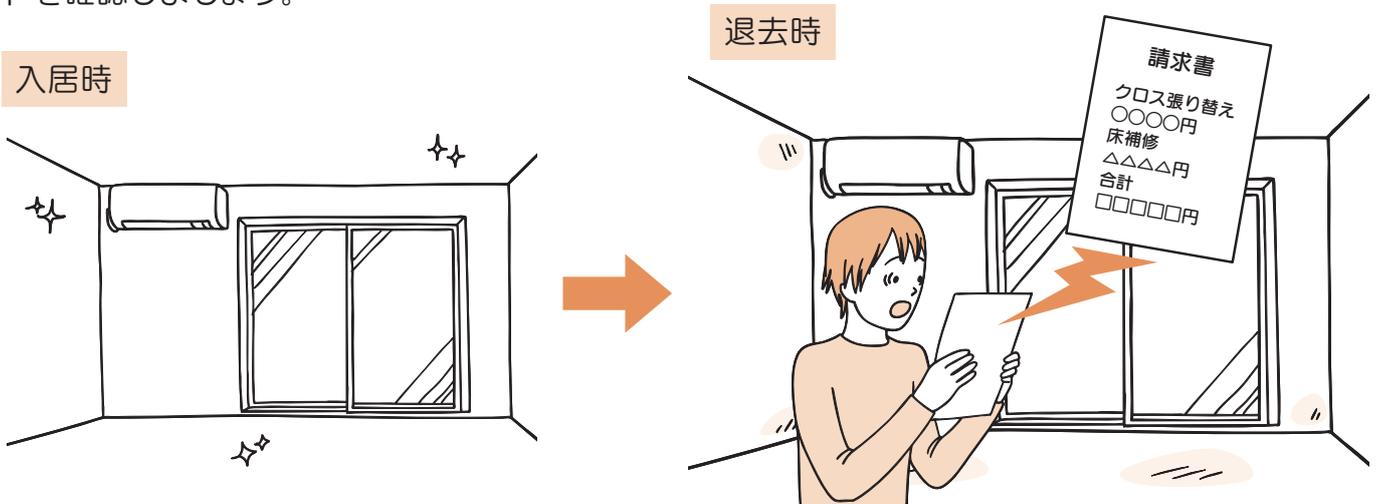


編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)  
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

## 入居時から「いつか出ていく時」に備えましょう! ～賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意～

不動産貸借に関する福岡市消費生活センターへの相談件数は、令和6年度で825件(第2位)となっており、賃貸マンション・アパートに関する相談が大部分を占めています。

その中でも、特に相談の多い賃貸借契約における「原状回復」をめぐるトラブルを防ぐポイントを確認しましょう。



### 事例

●2年半住んでいた賃貸アパートの退去時に、契約書に記載されていた清掃代金は支払ったが、別途、クロス張り替え費用などを請求されている。通常使用の範囲による汚れだと思いが支払う必要があるのか。

### アドバイス

- ◆賃貸借契約をする前に、退去する際の費用負担に関する事項は、必ず契約書類で確認しましょう。
- ◆入居時には賃貸住宅の現状をよく確認し、写真を撮るなど記録に残しましょう。
- ◆入居時に設置されていたエアコンなどの機器の不具合や故障、雨漏りや水漏れなどのトラブルが起きた際は、すぐに貸主側に連絡しましょう。貸主側に無断で修繕を行うと、退去時の精算の際にトラブルになることがあります。
- ◆退去時には、入居時と同様に、できる限り貸主側と一緒に、写真を撮るなどして記録を残しながら、賃貸住宅の現状を確認しましょう。
- ◆貸主側による精算の結果、納得できない費用を請求された場合には、国交省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に費用の明細等の説明を求め、費用負担について話し合みましょう。

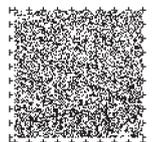
**※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談!**

**福岡市消費生活センター 092-781-0999**

**消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)**

(音声コードによるご案内)  
目が不自由な方などに音声で案内するコードです。  
読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒



# ベビーベッドやおもちゃを購入する時は、 「子供PSCマーク」を確認しましょう！

令和7年12月25日以降に製造または輸入された「乳幼児用ベッド」と「3歳未満向けおもちゃ」には、子供PSCマーク（国の定めた基準に適合していることを証明するマーク）の表示が義務付けられました。

## 乳幼児用ベッド



乳幼児用ベッドには、ひし形の子供PSCマークの表示が必要です。



## 3歳未満向けおもちゃ



対象年齢 **3歳未満**

**警告**

・保護者の目の届く安全な場所で遊ばせてください。

3歳未満向けおもちゃには、まる形の子供PSCマークと対象年齢・使用上の注意等の表示が必要です。

◆子供PSCマークが付いた製品を選び、対象年齢と使用上の注意を守って、子どもが安全に楽しく遊べる環境をつくりましょう！

### 消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日 9時から17時（来所相談は予約制）  
土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

※祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

インターネット消費生活相談 [福岡市消費生活](#) [検索](#)

※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。



これっ麒麟先生

